

任意継続組合員に関する手続き

任意継続組合員制度は、退職後も引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用できるよう創設されたものです。

1 任意継続組合員の資格取得

退職日に引き続き1年と1日以上公務員の共済組合に資格があった者が、退職の日から起算して20日を経過する日までに『任意継続組合員申出書（給付様式第6-1号）』を、所属所を経由して共済組合に提出する。

なお、申出が期限を経過した後であっても、その遅滞事由に正当な理由があると組合が認めた場合は、その申出を有効なものとして取り扱います。

2 任意継続組合員の組合員期間

退職日の翌日から起算して最長2年間（随時に脱退することが可能です。）

3 任意継続組合員の掛金

（1）掛金の算定方法（短期、介護任意継続掛金）

次のいずれか少ない額（標準額）に、掛金率を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）とします。

ア 退職時の標準報酬月額

イ 前年度の9月30日における全組合員（短期給付適用）の平均標準報酬月額

① 短期任意継続掛金 = 標準額×掛金率

② 介護任意継続掛金 = 標準額×掛金率（介護保険第2号被保険者の資格を有する者）

* 詳細は給付グループにお問い合わせ下さい。

（2）掛金の払込方法

次のいずれかの方法となります。

ア 銀行からの自動振り替え

みずほ銀行は毎月25日、他の金融機関は毎月20日に翌月分を指定口座から引き落とし。

イ 振込依頼書による一括前納

6か月分又は12か月分を前納。それぞれに割引があります。

4 任意継続組合員の短期給付

傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除き、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられます。また、傷病手当金、出産手当金は退職前に請求事由が発生している場合に限り給付が受けられます。

給付額の算定にあたっては、任意継続掛金の標準となった額に基づき計算するため、在職中の給付額を下回る場合があります。（傷病手当金、出産手当金を除く）

給付金は、在職中に登録した給付金口座または『任意継続組合員申出書（給付様式第 6-1 号）』に記入した銀行口座へ振込みます。

5 任意継続組合員の被扶養者の認定

在職中に認定されていた被扶養者は、組合員の申出により被扶養者として認定されます。（新たに被扶養者の認定が必要な場合は別途手続きが必要です。）

（参考）任意継続組合員になった方が手続きするものです。

◆ 任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当する場合には、任意継続組合員の資格を喪失します。

- (1) 任意継続組合員になった日から起算して2年を経過したとき
- (2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき
- (3) 他の健康保険の被保険者となったとき
(退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合も含む。)
- (4) 死亡したとき
- (5) 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき
(国民健康保険に加入、家族の被扶養者となる場合等)

◆ 任意継続組合員の被扶養者の認定及び取消

- (1) 被扶養者の認定を希望する場合は、所定の用紙を送付しますので、共済組合へ申し出てください。
- (2) 被扶養者の取消を希望する場合は、『任意継続組合員になられた方へ』の冊子の中に様式がありますので共済組合に提出してください。